

第201900185200号
令和元年10月15日

鳥取県自動車整備商工組合 組合長 様

鳥取県生活環境部
くらしの安心局くらしの安心推進課長
(公 印 省 略)

鳥取県安全運転装置等普及促進補助事業の実施に係る協力について (依頼)

交通安全対策の推進について、日頃から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、本年度の事業予算を措置し、別添のとおり補助金交付要綱を定めました。

本事業は、下記のとおり実施することとしており、安全運転装置等の販売・取付を行う事業者は、事前に県への補助事業実施の申請と補助金交付申請が必要となりますので、貴組合におかれましては、補助事業を行う貴組合員の周知ととりまとめを行った上、補助事業実施の申請及び補助金交付申請をいただきますようお願いいたします。

記

1 補助事業の要領

安全運転装置等（ペダル踏み間違い時加速抑制装置・ドライブレコーダー）について、補助金を控除した価格で販売・取付（補助事業）を行う事業者（店舗）に対し、県は補助金を交付する。

2 今後のスケジュール

| | |
|------------|---------------------------|
| 10月15日～28日 | 事業者からの補助事業実施申請及び補助金交付申請受付 |
| 11月上旬 | 事業者に対する補助事業実施者決定及び補助金交付決定 |
| 11月上旬 | 補助事業を開始 |

(担当) くらしの安心推進課地域安全担当 松村

電話0857-26-7159 ファクシミリ0857-26-8171